

正誤表

2024年5月26日

2024年合格目標 TAC1級建築施工管理技士講座

講 座	一次対策本科生
教 材	直前答練② 問題、解答・解説

頁	誤	正
問題 P8	[No, 21] 4. 特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、建築工事業にあっては下請代金の額の総額が6,000万円以上となる下請契約を締結してはならない。	[No, 21] 4. 特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、建築工事業にあっては下請代金の額の総額が <u>7,000万円</u> 以上となる下請契約を締結してはならない。
	[No, 21] 4. 正しい。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、建築工事業にあっては下請代金の額の総額が6,000万円以上となる下請契約を締結する場合は特定建設業の許可が必要である。	[No, 21] 4. 正しい。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、建築工事業にあっては下請代金の額の総額が <u>7,000万円</u> 以上となる下請契約を締結する場合は特定建設業の許可が必要である。
解答・解説 P10	[No, 23] 2. 誤り。専任の監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、当該選任の期間中のいずれの日においても、 <u>その日の前5年以内に行われた国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していなければならない。</u>	[No, 23] 2. 誤り。専任の監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、当該選任の期間中のいずれの日においても、 <u>国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者でなければならない。</u>
	[No, 23] 3. 正しい。建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。また、一次下請への発注総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となるときは、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければならない。	[No, 23] 3. 正しい。建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。また、一次下請への発注総額が <u>4,500万円</u> （建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u> ）以上となるときは、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければならない。

